

# 観光拠点情報・交流施設の整備・改良等への支援

## 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

( 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 (観光拠点情報・交流施設) )

訪日外国人旅行者が「観光名所」に関する情報や、交流機会 (体験・学習等) が得ることができる「観光拠点情報・交流施設」の取組を支援するため、設備の設置、施設の整備・改良等に要する経費の一部について支援

1. 補助対象事業者 地方公共団体、民間事業者、日本版DMO等
2. 補助率 国 : 1 / 3
3. 補助対象経費 **基幹事業実施の場合に限り、効果促進事業も補助対象となる**

### 基幹事業 (情報発信機能向上事業)



VR (仮想現実) 機器



デジタルサイネージ



案内標識



多言語案内・翻訳用  
タブレット端末



ウェアラブル翻訳機  
対面翻訳機 等  
多言語案内・翻訳システム機器



掲示物の多言語化



無料公衆無線LAN環境の整備

### 効果促進事業



観光拠点情報・交流施設の  
整備・改良等  
※トイレの洋式化及び  
機能向上を含む



ホームページ  
(スマートフォン対応含む)

- ・コンテンツ作成
- ・案内放送の多言語化
- ・その他、情報提供、交流機会提供、利便性向上のための設備